



令和5年 7 月 31 日 開会

令和5年 7 月 31 日 閉会

令 和 5 年 8 月 定 例 会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和5年8月定例会会議録目次

広域連合議会の開催（招集告示）について……………	1
議案の送付について……………	2
運 営 予 定 表……………	3
議 事 日 程……………	4
会議に付した事件……………	4
監査結果報告一覧表……………	5
出席・欠席または遅参・早退した議員……………	6
出席した説明員……………	6
出席した書記……………	6
開 会 宣 言……………	7
広域連合長あいさつ……………	7
報 告……………	8
日程第1 議席の指定について……………	8
日程第2 会議録署名議員の指名について……………	9
日程第3 会期の決定について……………	9
日程第4 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙について……………	9
日程第5 一般質問……………	10
・ 4 番 田辺 牧美君……………	10
事務局長 門田 和宏君……………	11
・ 4 番 田辺 牧美君……………	13
・ 7 番 田中 のぞみ君……………	13
事務局長 門田 和宏君……………	15
・ 7 番 田中 のぞみ君……………	18
事務局長 門田 和宏君……………	19
日程第6 承第1号・承第2号議案……………	19
広域連合長 伊東 香織君（提案説明）……………	19
事務局長 門田 和宏君（提案説明）……………	20
採 決……………	21
日程第7 決第1号・決第2号議案……………	21
広域連合長 伊東 香織君（提案説明）……………	21
事務局長 門田 和宏君（提案説明）……………	22
採 決……………	24
日程第8 甲第13号議案……………	25
広域連合長 伊東 香織君（提案説明）……………	25
事務局長 門田 和宏君（提案説明）……………	25
採 決……………	26
閉 会 宣 言……………	26
一般質問発言通告一覧表……………	27
会議録署名議員……………	28

岡 広 議 第 3 号
令和 5 年 7 月 1 3 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合議会
副議長 難 波 武 志

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 5 年 8 月定例会の開催について

このことについて、別紙写しのとおり、広域連合長より岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 5 年 8 月定例会が招集されたのでお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第 1 7 号
令和 5 年 7 月 1 3 日

令和 5 年 7 月 3 1 日（月曜日）、岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 5 年 8 月定例会を岡山県市町村振興センター 5 階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 伊 東 香 織

岡 広 総 第 1 7 号
令 和 5 年 7 月 1 3 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長
難 波 武 志 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 伊 東 香 織

議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和5年8月定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- | | |
|---------|--|
| 承 第 1 号 | 専決処分の承認について
(令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)) |
| 承 第 2 号 | 専決処分の承認について
(令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)) |
| 決 第 1 号 | 令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について |
| 決 第 2 号 | 令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について |
| 甲第13号議案 | 令和5年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

(会期：1日間)

令和5年8月定例会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
7月31日	(月)	午前10時00分	本 会 議	・議席の指定について ・会議録署名議員の指名について ・会期の決定について ・岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙について ・一般質問 ・議案の上程・採決

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

令和5年8月定例会議事日程

令和5年7月31日（月） 午前10時00分開議

日程番号	会 議 に 付 す る 事 件	
第 1	議席の指定について	
第 2	会議録署名議員の指名について	
第 3	会期の決定について	
第 4	岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙について	
第 5	一 般 質 問	
第 6	承第 1 号	専決処分の承認について（令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）） （上程・採決）
	承第 2 号	専決処分の承認について（令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）） （上程・採決）
第 7	決第 1 号	令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について
	決第 2 号	令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について （上程・採決）
第 8	甲第13号議案	令和5年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について （上程・採決）

本日の会議に付した事件

議 事 日 程 と 同 じ

監 査 結 果 報 告 一 覧 表

番号	受付月日	件 名
1	R 5. 2. 28	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和4年 1 2 月分例月出納検査結果報告
2	R 5. 3. 30	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和5年 1 月分例月出納検査結果報告
3	R 5. 5. 23	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和5年 2 月分例月出納検査結果報告
4	R 5. 5. 23	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和5年 3 月分例月出納検査結果報告
5	R 5. 7. 5	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和5年 4 月分例月出納検査結果報告
6	R 5. 7. 5	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和5年 5 月分例月出納検査結果報告

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	難 波 武 志	出席		10	近 藤 隆 則	出席	
2	古 田 敬 司	〃		11	吉 村 武 司	〃	
3	杉 本 泰 治	〃		12	片 岡 聡 一	欠席	
4	田 辺 牧 美	〃		13	小 倉 博 俊	〃	
5	齋 藤 一 信	〃		14	友 實 武 則	〃	
6	秋 久 憲 司	〃		15	山 本 雅 則	出席	
7	田 中 のぞみ	〃		16	水 嶋 淳 治	〃	
8	原 章 倫	〃		17	田 口 裕 士	〃	
9	青 木 秀 樹	〃	遅参	18	小 林 嘉 文	欠席	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	伊 東 香 織	業 務 課 長	山 崎 修 司
副広域連合長	山 崎 親 男	業務課長補佐	川 野 貴 啓
	戎 齊	業務課保健事業・医療費適正化推進室長	大 森 敬 介
代表監査委員	重 松 浩二郎	業務課給付係長	浅 沼 布佐子
事 務 局 長	門 田 和 宏	業務課資格賦課係長	柳 澤 裕 之

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書 記 長	児 玉 政 弘	書 記	三 宅 秀 生
書 記	掛 谷 英 明		

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

開会宣言

○副議長（難波 武志君）

おはようございます。

皆様方には、御多用のところ、御出席をいただき、大変御苦勞さまでございます。

議長空席のため、本日の定例会で議長が選出されるまで議事進行をさせていただきます。
よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は、13 名です。

なお、片岡議員、友實議員、小林議員、小倉議員からは欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより令和 5 年 8 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

広域連合長あいさつ

○副議長（難波 武志君）

広域連合長より発言の申出がありますので、許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）〔登壇〕

皆様、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

後期高齢者医療の現状につきまして一言ごあいさつの中で報告させていただきたいと思っています。

まず、当広域連合における被保険者数でございますが、令和 5 年 3 月末現在で 31 万 3,287 人となりまして、令和 4 年から団塊世代の方の被保険者加入が始まっております状況を受けまして、前年の同月比と比べまして 1 万 429 人が増加をしております。また、制度開始の平成 20 年 4 月末時点では 23 万 7,395 人でありました頃よりも 7 万 5,892 人、率にいたしまして 31.97%が増加をしておりますのが全体の状況でございます。

また、昨年 10 月からは大きな制度改正であります窓口負担 2 割の導入が始まっております。この間大きな混乱もなく制度の移行ができておりますことは、関係者皆様の御協力のおかげと心より感謝申し上げます。

また、この 5 月には健康保険法等の改正法が成立をいたしております、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向け、負担能力に応じて全ての世代で公平に支え合う仕組みを構築をする観点から、令和 6 年度からの後期高齢者負担率の引上げや出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入なども決定をされているところでございます。

本年度は、令和6年度・令和7年度に向けましての保険料率改定の年となりまして、これらの新たな負担が今後の保険料率改定にどのように影響するかなどを検証いたしますとともに、引き続き国の動向を注視しまして、県内市町村と情報を共有しながら、被保険者の皆様方が将来も安心して医療を受けていただけますように制度の適正かつ円滑な運営に取り組んでいきたいと考えております。

また、6月にはマイナンバーカードの関連法が成立をいたしております。御存じのようにマイナンバーカードをめぐるトラブルが相次いだことを受けまして、現在、関係機関等において、ひもづけ情報等に関する総点検が行われているところでございますが、当広域連合においても総点検を実施をいたしました結果、現時点で不適切な登録はないということを確認をいたしているところであります。

また、現時点の政府の方針としては、令和6年の秋に予定をされております保険証の廃止という制度の変更ということが今議論をされている状況でございますが、これらにつきましてはマイナンバーカードと保険証の一体化をめぐる国の最新の動向を注視しながら、引き続き被保険者の皆様方が適切な医療をしっかりと受けていただけますように、我々としては国の動向を注視しながら業務を行ってまいり所存でございます。

最後に、本日の定例会においてお諮りをさせていただく案件につきましては、予算案件が3件、決算案件が2件でございます。どうぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。近況の御報告、冒頭のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

報 告

○副議長（難波 武志君）

この際、報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、令和4年12月分から令和5年5月分までの例月出納検査結果の報告がありました。事務局に保管しておりますので、必要に応じてごらんいただきたいと思います。

日程第1 議席の指定について

○副議長（難波 武志君）

日程第1、「議席の指定について」でございます。

会議規則第4条第2項の規定により、新たに当選されました、杉本泰治議員の議席を3番に、齋藤一信議員の議席を5番に、秋久憲司議員の議席を6番に、田中のぞみ議員の議席を7番に、田口裕士議員の議席を17番に指定いたします。

議席一覧表

1	難 波 武 志	1 0	近 藤 隆 則
2	古 田 敬 司	1 1	吉 村 武 司
3	杉 本 泰 治	1 2	片 岡 聡 一
4	田 辺 牧 美	1 3	小 倉 博 俊
5	齋 藤 一 信	1 4	友 實 武 則
6	秋 久 憲 司	1 5	山 本 雅 則
7	田 中 のぞみ	1 6	水 嶋 淳 治
8	原 章 倫	1 7	田 口 裕 士
9	青 木 秀 樹	1 8	小 林 嘉 文

日程第 2 会議録署名議員の指名について

○副議長（難波 武志君）

日程第 2、「会議録署名議員の指名について」でございます。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、10 番、近藤議員、11 番、吉村議員をお願いをいたします。

日程第 3 会期の決定について

○副議長（難波 武志君）

日程第 3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

本日の定例会会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波 武志君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 4 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙について

○副議長（難波 武志君）

日程第 4、「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙」を行います。

議長の選出につきましては、7 月 13 日の全員協議会に諮り、指名推選により田口議員に内定しております。田口裕士議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波 武志君）

異議なしと認めます。よって、田口裕士議員が議長に当選をされました。

田口裕士議員が議長におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の旨を報告します。

席を移動しますので、そのままお待ちください。

○議長（田口 裕士君）

議事に入ります前に、一言ごあいさつをさせていただきたいと思います。

ただいま議長に就任させていただきました、岡山市議会議員の田口裕士でございます。

後期高齢者医療広域連合では、令和 4 年から令和 7 年にかけて団塊の世代の 75 歳到達に伴い、被保険者が急激に増加しているところであり、将来に向けて持続可能で安定的な制度運営が求められているものと承知をしているところでもあります。

こうした中、広域連合の議長として円滑な議会運営に取り組んでまいり所存でございますので、議員各位の皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げて、就任のごあいさつと代えさせていただきます。何とぞよろしくお願い致します。

それでは、着座にて議事を進行させていきたいと思います。

日程第 5 一般質問

○議長（田口 裕士君）

日程第 5、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

4 番、田辺議員。

○4 番（田辺 牧美君）〔登壇〕

皆様、おはようございます。

議席番号 4 番、田辺牧美でございます。

2 項目について質問いたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

1 項目め、マイナ保険証について 4 点お尋ねをいたします。

政府はマイナンバーカードに保険情報をひもづけして、マイナ保険証として利用できるようにしました。当初はマイナ保険証の利用は任意でしたが、ポイントを付与して急速に普及させ、ついには来年秋に保険証を廃止して、事実上マイナンバーカード取得を強制する内容に変えてしまいました。

そこで 1 点目、お尋ねをいたします。現在マイナ保険証で医療機関を受診する際に様々なトラブルが生じていますが、岡山県後期高齢者医療広域連合は現在起こっている、これらトラブルについて、どのように認識しているのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に 2 点目、後期高齢者は高齢者施設などに入居している場合等、医療機関以外を利用している方も多くおられますけれども、トラブルが多いために現在は保険証も一緒に持参するように政府が呼びかける事態に至っています。保険証が廃止された場合、医療機関受診や高齢者施設の入居者のケア等に支障が生じるとの報道が多数ありますけれども、当広域連合は保険証が廃止された場合、予想されるトラブルについて、どのように認識してい

るのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に３点目、医療機関や高齢者施設利用等でマイナ保険証のトラブルが多数発生し、保険証廃止でさらにトラブルが増加すると予想され、来年秋の保険証廃止は撤回または延期をとの声が広がっています。６月に共同通信社が行った世論調査では、保険証廃止の延期や撤回を求める意見は６０代以上は７８．４％、４０代から５０代で７３．２％、３０代以下の若年層でも６０．５％が廃止または延期ということを求めています。また、今月２１日から２３日に読売新聞社が行った世論調査では、政府が今年秋までに完了させる方針のマイナ保険証の総点検についてトラブルが解決すると思わないと答えた人は７８％、保険証を廃止してマイナ保険証に一本化することに反対する人が５８％で、賛成３３％を大きく上回っています。

現在では、与党、自民党の中からも保険証廃止の時期を見直すほうがよいのではという発言が出るようになり、ついに岸田首相も７月２８日の記者会見でマイナ保険証への移行の在り方は関係者の声や意見をよく聞いて政府の対応を考えていきたいと発言しておられます。今関係者が声を上げることが大変重要な時期にきています。関係者である当広域連合が保険証廃止の方針について撤回するように国にぜひ求めていただきたいと考えますが、御見解をお伺いをいたします。

この項、最後４点目、もし方針どおり来年秋に保険証が廃止された場合でも、マイナ保険証も資格確認書も申請していない人に対しては、医療がちゃんと受けられるというように職権で資格確認書を発行していただきたいと考えますが、見解をお伺いをいたします。

次に、２項目め、被保険者の所得水準の変動についてお伺いをいたします。

高齢者の生活実態については、度々質問、発言をしてまいりました。令和３年度生活実態調査結果を用いたこともありましたが、現時点が保険料算出直後であり、令和５年度は前年度と同じ保険料率であることから、それぞれ前年度に当たる令和３年度と令和４年度の所得水準の比較が可能です。物価高騰が続き、被保険者の生活は厳しさを増していると予想されますが、当広域連合では、どのように所得水準が変動しているのでしょうか。

指標として１点目、保険料賦課の基になる所得金額の変動はどのようになっているのでしょうか。２点目、保険料算定の均等割額適用者の割合の変動はどのようになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。そして、令和６年度保険料改定に向けて、被保険者の負担増や受診抑制にならないように国庫負担割合を増やすことなど、制度設計を国に求めてもらいたいと考えますが、御見解をお伺いをいたします。

以上、よろしく願いをいたします。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（門田 和宏君）〔登壇〕

それでは、田辺議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、マイナ保険証についてのトラブルの認識や資格確認書の発行など、一連の御質問に一括してお答えをいたします。

広域連合としましては、マイナ保険証になっても全ての被保険者の方が安心して医療機関等を受診できるよう国において責任を持って制度設計、運営を行うよう全国後期高齢者

医療広域連合協議会を通じて要望しているところです。

被保険者からのトラブルの情報は、当広域連合にはこれまで寄せられていませんが、報道等によると、マイナ保険証による受診時に無保険扱いで10割負担とされた事例や他人の医療情報がひもづけられる等のトラブルが発生していると聞いております。

このうち負担割合をめぐるトラブルについては、国において本来の負担割合で請求するよう医療機関に要請を行い、患者の加入保険を確認できなくても病院が医療費を取りはぐれないよう補填するなどの対応策が示されているところです。

また、他人の情報のひもづけについては、政府においてマイナンバー情報総点検本部を設置し、今年秋までに個人情報の点検を完了させる予定と聞いております。当広域連合においても、本部からの依頼に基づき総点検を実施し、他人の情報がひもつけられる誤登録はなかったことを確認しております。

保険証廃止に伴うトラブルで最も懸念されるのは、マイナ保険証を持っていないと保険料を払っていても保険診療が受けられなくなるおそれがあることです。これを防ぐために交付するのが資格確認書で、マイナ保険証の利用登録がない方には資格確認書の申請勧奨を実施し、それでも申請がない方についてはプッシュ型で職権により資格確認書を送付する対応案が検討されているところです。

これらの問題につきましては、被保険者及び医療機関の不安等を国において払拭していただくことが何よりも重要であると考えており、国における最新の検討状況を注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、被保険者の所得水準の変動についての御質問に一括して、当初賦課時点の数字でお答えをいたします。

まず、賦課の基となる所得金額の変動についてですが、令和3年度は所得額合計が1,601億5,222万7,244円、被保険者数が29万9,745人で、1人当たりの平均が53万4,294円です。令和4年度は、所得額合計が1,676億8,359万1,010円、被保険者数が30万7,817人で、1人当たりの平均が54万4,750円です。

令和3年度と令和4年度を比較しますと、所得額合計は75億3,136万3,766円増で前年比4.7%増、被保険者数は8,072人増で前年比2.6%増となっております。

内訳を見ますと、年金所得は変動があまりありませんが、給与所得が32億6,461万5,582円の増で前年比11.9%増と顕著に増えております。

次に、均等割額の適用者の変動については、令和3年度の均等割減免対象者は20万6,848人で被保険者のうち69.0%が減免対象となっており、これに対して令和4年度の均等割減免対象者は21万4,448人で69.6%となっておりまして、均等割額の適用者の変動はあまりないという結果となっております。

最後に、令和6年度改定に向けて、被保険者の負担増、受診抑制にならないよう国庫負担割合増や制度設計を求めているかどうかの御質問ですが、本年6月に全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、厚生労働大臣に対して定率国庫負担割合の増加を含めた公費負担割合の見直しを行うとともに、保険料の増加抑制に財政安定化基金を活用できる仕組みを継続するなど、高齢者にとって過剰な負担増とならないような対策を講ずるよう要望しているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

4 番、田辺議員。

○4 番（田辺 牧美君）

御答弁ありがとうございました。答弁を受けまして、要望をさせていただきたいと思います。

先ほどトラブルについて、どのように認識ができているのかということで少し例示が紹介されましたけれども、それ以外に少し例示を紹介したいと思いますが、6 月に保険業界が行ったアンケートでの自由記載での状況は、マイナ保険証の受付方法が特に高齢者は分からずにエラーになって、一緒に職員が操作することがある。そして、そこに 1 人専属をつけたりしなければならない。受付が大変混雑しているんだということも言われております。

また、間違った医療情報のひもづけというのは本当に命に関わるので、これは絶対あってはいけないということ。それから、顔認証がうまくいかないということがあって保険証を持ってきてもらうことがあるのだということで、大変受付が混乱するというので、少しずつ今コロナ禍も少し感染状況も広がってくるということもありますので、こういった現場での混乱というのも、ぜひとも認識していただきたいというふうに思います。

また、所得水準もありがとうございました。1 人の平均は令和 4 年度のほうは増えているけれども、負担割合、減免の割合は 69.6%で、若干ではありますけれども減免の割合が増えているということは、所得の格差が少し広がったのかなというふうに思いますけれども、いずれにしましても物価高騰がずっと続いておりますので、来年、令和 6 年度の制度につきましては、おっしゃられたとおり、全国協議会を通じて、しっかりと要望していただきたい。また、マイナ保険証につきましても、全国協議会を通じて、しっかり要望をしていただきたいということを要望をさせていただきまして発言とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田口 裕士君）

次に、7 番、田中議員。

○7 番（田中 のぞみ君）〔登壇〕

皆さん、改めまして、おはようございます。

初めましてになります、岡山市議会議員の田中のぞみと申します。

今日は大きく 3 点質問させていただきたいと思いますが、初めての質問になります。ピントがずれておりましたら大変申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

まず 1 点目、被保険者の状況について、現状についてです。

岡山市議会は 4 月に統一地方選挙がありましたので、市民の皆さんの様々な御意見を伺う機会がたくさんありました。決算年度である 2022 年度はコロナの影響による保険料の減免施策も実施している年度ですが、この長引くコロナ禍に物価高騰が追い打ちをかける状況となり、市民の方からは年金だけでは暮らしていけないという声を多く聞いてまいりました。御夫婦 2 人の年金だから辛うじてやりくりできていたが、1 人になると毎月赤字になる。退職教員の方や正社員で定年まで勤め上げられた方からの声でもあり、正直驚きました。また、75 歳を超えると通院している方も多くおられますが、お金がなくて、次の年金が入るまで通院予約をキャンセルしなければならないという方もおられました。

しかし、年金額は2004年に成立したマクロ経済スライド制で物価が高騰しても年金には僅かにしか反映されません。実質的に年金額が目減りしている状況にあって、保険料の負担感はますます大きくなっていると考えます。厚労省が毎年行っている後期高齢者医療制度被保険者実態調査によると、被保険者の所得状況は控除などを差し引いた後の所得なしの方が46%、年金収入の方が41%となっており、事業収入や給与所得、給与収入のある方は10%もおられませんでした。そして、年間所得が150万円以下の方が83%を占めているのがこの後期高齢者の現状になります。物価高騰が続く中、保険料が払えなくなる方が増えているのではないかと気になりますし、また年々増えている孤独死の方、保険料が滞納状態ではなかったのかということも気になるところです。

そこで、お尋ねいたします。1点目、2022年度の決算では1億6,500万円余の収入未済額があり、前年より増えていました。滞納者に発行される資格証や短期証の発行数について、その推移はどのようになっていますか。また、不納欠損額が2,600万円余ありましたが、その理由内訳をお示してください。

2点目、コロナ減免のような減免制度が独自ででも必要なのではないのでしょうか、御所見をお伺いします。

大きな2点目、保健事業についてです。

2022年度の決算審査意見書の中に、今後団塊の世代が後期高齢者となるため、医療費増大が見込まれ、事業運営が厳しくなる懸念が示されていました。1人当たりの医療費も増加傾向にあるとのこと。そのため医療費の適正化や被保険者の健康増進の施策を継続して求める必要があるとされています。そもそも増える医療費を被保険者の保険料で賄うという仕組みの下では、保険料が青天井に上がることになってしまいます。被保険者同士の保険料で支え合う保険制度ではなくて、公が公費で支える社会保障としての制度へ根本改善を求めますが、一方で1人当たりにかかる医療費をどう下げていくかという取り組みが今後重要課題であるということは間違いありません。

岡山県は介護認定率も介護度別の給付費も全国平均に比べて高くなっていました。現役世代や国民健康保険制度においても、健康づくりの一丁目一番地はやはり健康診断ですが、後期高齢者の健康診断の受診率は決算報告によると2022年度で僅か13.86%のことでした。第2期データヘルスの5か年計画では最終年度が今年度になっているわけですが、2023年度の目標が令和3年の中間見直し後も据置きのまま25%となっております。このままでは到底目標達成はできません。

そこで、お尋ねいたします。1点目、全国と比較しても、かなり低い健診率だと感じました。岡山県の健診率が伸び悩む理由は何でしょうか。日常的に通院している場合も健診は必要なののでしょうか。このあたりのお考えをお聞かせください。

2点目、保健事業としてフレイル予防などの保健事業と介護予防等の一体的な実施事業は12市町村に総額約1億円を、また長寿健康増進事業は10市町村に総額約4,000万円を交付していますが、県下には27市町村があります。半数以下の自治体にしか、それぞれ交付していないことになりますし、またその交付額にもばらつきがありました。これについて、なぜ自治体間に差があるのかお示してください。

3点目、保健事業に対する国の補助はどのようになっているのでしょうか。今後さらに重要視されるべき事業だと考えますが、国に対しても増額や創設などを強く求めるべきで

はないでしょうか。

大きな3点目、決算と基金と財政についてです。

本議会の議員になりまして取り扱う金額が3,000億円近いという大きな会計であることには改めて驚きました。一方で、予算現額に対する執行率がほぼ100%で、不用額がほとんど出ていないことにも驚きました。保険給付費は2,782億円余の予算現額に対して執行率は100%で、不用額が僅か3,000円です。

そこでお尋ねいたします。1、これは補正予算で国への返金額、返還額に備えて減額補正をしているからでしょうか。であれば、補正前の当初予算、当初の年度予算がどの程度妥当な額であったのかどうか非常に分かりにくいと思います。逆に執行率が100%とほぼ正確なのであれば、なぜ50億円近い多額の返還金が生じるのか。予算額に合わせて国から支給されるべきものではないのかと思いますので、当初の予算が過大であったのか、そのあたりについてお聞かせください。

2点目、基金は財政調整基金と給付費準備基金の2種類あります。これらは被保険者の保険料の値上げを抑えるためにも使えるのでしょうか。

3点目、国保に関しては、5年前に都道府県化が導入され、岡山県庁も保険者としての事務を担っており、後期高齢者医療制度と共通点が多いと感じます。県の国保運営方針の考え方やお互いの研修などを含め、人事の連携はどのようになっているのでしょうか。

4点目、2025年には団塊の世代が全て後期高齢者になるとのことですが、ピークを迎えた後は被保険者が減少段階に入ります。保険料収入が縮小していく傾向になるわけですが、岡山県広域連合として10年後などの財政の見通しはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

以上です。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（門田 和宏君）〔登壇〕

それでは、田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

被保険者の現状についての御質問のうち、まず資格者証、短期証の発行状況についてのお尋ねですが、資格証については、制度としては存在するものの、国からの通知により、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう原則として交付しないこととされています。

また、短期証については、分割納付中などの事情がある場合などを除き、保険料の滞納が6カ月以上の被保険者を対象に交付しており、令和3年度は102人、令和4年度は124人、令和5年度については91人となっており、微減傾向にあります。

次に、不納欠損の理由などについてのお尋ねですが、保険料の徴収事務については、法律により市町村事務とされており、不納欠損については、無財産、生活困窮などの理由により適切に対応していただいているとの認識でございます。

次に、保険料などの独自の減免制度が必要なのではとお尋ねですが、当広域連合では他の広域連合で行っていないような独自の減免制度はございませんが、条例において、災害により住宅、家財、またはその他の財産について著しい損害があったり、失業等により

著しく収入が減少した場合などに保険料や医療費の自己負担割合を減免する制度を設けております。

続きまして、保健事業についての御質問に順次お答えをいたします。

まず、健診受診率に関する御質問に一括してお答えをいたします。

健診受診率については、従来から受診率の算定方法が全国の広域連合ごとにまちまちであり、例えば生活習慣病で治療中の方を対象者から除外し算定している広域連合などでは、受診率が実際より高くなるなど適正な比較ができない現状があったことなどから、当広域連合からも国において算定方式を統一していただくよう要望してきた経緯がございます。

このたび令和6年度から国において定義が確立され、全国的な比較が可能となる予定です。定義上は、習慣的に通院している方も対象者となっております。

また、健診を受診しない方の要因等を把握するため、昨年度、過去3年間に医療・介護・健診を受診していない健康状態不明者3,465人に対して、健診の受診勧奨通知と併せて健診受診についてのアンケートを実施いたしました。その結果、健診を受診しない理由として、「健診の必要性を感じないから」、「健診自体を知らない、受診方法が分からないから」という回答が多くありました。

このため、受診率向上に向けた取り組みとして、令和4年度は被保険者に広く健診の必要性を周知するため、新聞広告による啓発を6月と10月に実施いたしました。令和5年度も6月に実施したところでありまして、10月にも実施を行っていく予定としております。

このほか、市町村が実施する後期高齢者の健康診査について、より一層の取り組みの推進を支援し、受診率の向上を目指すため、当広域連合の健診の補助事業の見直しを図り、本年度から各市町村の健診受診率向上のための取り組み状況や健診受診率に応じて補助額を増減するインセンティブ方式を実施することとしております。

次に、保健事業と介護予防の一体的実施や長寿・健康増進事業補助金において、補助額や取り組み状況に市町村ごとに差があるのはなぜかとの御質問にお答えをいたします。

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施は、高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業を市町村の国民健康保険の保健事業や介護保険の地域支援事業と一体的に実施する事業であります。

委託に当たっては、実施市町村がこれまで実施してきた保健事業の内容等を踏まえ、健康課題に応じた取り組みを計画していることから、実施市町村によって実施する日常生活圏域の数や取り組む内容、事業にかかわる医療専門職等の人数や経費が異なっております。

また、長寿・健康増進事業補助金は、主に保健事業と介護予防の一体的実施の国補助要件に該当しない、例えば健康教育などのような市町村の保健事業を広域連合が補助しているものでありまして、今後は令和6年までに国の補助要件を満たして、保健事業と介護予防の一体的実施に移行していけるよう支援をしているところでございます。

今後とも県下27市町村が保健事業を継続的に実施していけるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、保健事業分野の国の補助はどうなっているのかとのお尋ねですが、健診費用については、事業経費の3分の1が国から補助されており、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施においては、事業経費の3分の2が国から補助されております。

また、保健事業の実績に基づいて全国で100億円配分される保険者インセンティブ交付

金などがございます。

いずれにいたしましても、被保険者の健康づくりである保健事業は重要であると考えており、これまでも補助率の引き上げ等について、当広域連合からも全国後期高齢者広域連合協議会を通じ、厚生労働大臣に対し、要望を行っている状況でございます。

続きまして、決算と基金、財政についての御質問に順次お答えをいたします。

まず、決算が分かりにくいのではないかと御質問にお答えをいたします。

当広域連合では、特別会計について毎年度末に決算見込みを踏まえて不用額を減額するとともに、次年度における国庫支出金等の精算に伴う償還財源を医療給付費準備基金に積み立てております。これによって、決算の確定まで待つことなく、特別会計の収支の状況を把握するとともに、精算に向けた財源を確保し、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図っているところでございます。

執行状況が妥当なのか分かりにくいとの御指摘ですが、決算書の決算事項別明細書には当初予算額を記載しており、特別会計の歳出のうち、当初予算ベースで99%以上を占める保険給付費を見ますと、当初予算額2,867億9,610万円余に対する支出額は2,782億9,391万円余で執行率97.0%であり、全体として見れば適正な予算見込みであったと考えております。

次に、基金が保険料算定時に使えるのかとのお尋ねでございます。

医療給付費準備基金につきましては、当然ながら保険料抑制にも使えるというふうに認識しております。一方、財政調整基金は、年度間の財政調整のために、一般会計及び特別会計総務費の事務的経費に係る剰余金を積み立てているものでございます。

医療給付費に関しては、先ほど申し上げました医療給付費準備基金を設けておりますので、財政調整基金を保険料算定時の財源に充てることはなじまないのではないかと考えております。

次に、国保運営の主体である県との連携についてのお尋ねでございます。

岡山県とは後期高齢者医療に係る日々の業務を通じて、それぞれの役割に応じた連携を図っておりますが、広域連合の事務局には県からの人事派遣はなく、県内の市町からの派遣職員を主体に運営しております。

市町への派遣要請の際には、広域連合の業務に役立つ国民健康保険課や税務課などの経験者を要望しており、このほか国保連からも職員を受け入れているところでございます。

また、新たに派遣された職員には、厚生労働省主催の後期高齢者医療電算処理システム説明会や国保連が主催する国保データベースシステム操作説明会、岡山県が主催する柔道整復・あはき療養費担当者研修会等の研修に参加させております。

最後に、団塊の世代が後期高齢者となった後の財政の見通しについての御質問にお答えをいたします。

後期高齢者医療制度の保険料率等は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度、見直すこととされています。

このため、制度上は医療給付費等の支出と国等からの交付金や保険料による収入の財政の均衡が2年間を通じて保たれるよう運用を行っており、現行制度の下では今後もそのような財政運営が続くものと認識しております。

なお、国の資料によりますと、全国では団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年にか

けて後期高齢者人口が急速に増加した後、令和 22 年に向けてその増加は緩やかになる一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は令和 7 年以降さらに減少が加速すると見込まれています。

こうした状況の中、国におかれましては、人口減少に対応した全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築していくことを目指しており、今後、能力に応じた負担の在り方や保険給付の在り方等について議論が行われていくものと考えられることから、当広域連合としてもその動向を注視しながら、制度の適切かつ円滑な運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

7 番、田中議員。

○7 番（田中 のぞみ君）

御答弁ありがとうございます。何点かだけ再質問させていただいてもよろしいでしょうか。

今年度、保険医療の改定を考えていく、来年に向けてという、保険料率の改定を考えていくということなのですが、先ほどお伝えしたように高齢者の方の生活状況は非常に厳しいと感じていますが、岡山県広域連合として高齢者の方の生活の実態などはどのように把握をされていかれるのか、調査などをされるのか、そのあたりをお聞かせいただきたいなと思います。

あと、2 点目なんですけど、国保の場合は各自治体で、例えば保険料率を据え置く繰り入れをするというようなことがあったりいたしますが、後期高齢者医療制度の場合は自治体レベルで、そういう独自の繰り入れなどを行って保険料を抑えるというようなことが法律上、禁止されているのか、もしくはペナルティーなどがあるのか、そのあたりが分かれば教えていただけたらと思います。

3 点目なんですけれども、健診のところ、保健事業についてですが、健診の受診率については国がその統計の方法を統一したということですが、日常的に生活習慣病などで健診と同じような検査をしている場合は、健診不要とする仕組みも検討したいとデータヘルスのほうには書いてありました。科学的に健康を増進する上で何が本当に必要なのか、何が一番合理的なのかということは、岡山県の広域連合自体で独自で追求してもいいのではないかなと私は考えるんですけれども、そのあたりお考えをお聞かせいただけたらと思います。

さらに、さっき当初予算との決算の御説明をいただきました。保健事業については、当初予算では 6 億 7,300 万円の決算が 5 億 2,000 万円ということだったので、1 億円ぐらい差があるのかなというふうには感じたんです。そのあたり健康増進については、各自治体が主体的に取り組むべきことで、なかなか広域連合として関わりにくいのかなというふうには感じてはいるんですが、健診率の上昇については、もうぜひ本腰を入れて、先ほど国は 100 億円あるということでしたので、ぜひ有効活用していただけたらと思いますが、新たに来年度に向けて取り組み強化をお願いしたいなと思います。もし御所見があれば、よろしくお願いします。

○議長（田口 裕士君）

事務局長。

○事務局長（門田 和宏君）

再質問を4点いただきました。

まず、保険料率の改定、これ以上、保険料が上がると大変厳しいのではないかとということで、高齢者の生活実態をどのように把握しているのかとの御質問でございますが、高齢者の所得の状況等につきましては、市町村からの情報で把握をさせていただいているという状況でございます。

それから、国保のような繰り入れを自治体から行うというようなことができないのかとの質問を頂戴いたしました。これはペナルティーがあるとまでは認識していないんですけれども、市町村から負担金をいただいて対応するという形になるのかなというふうに思います。ただ、広域連合につきましては、全国的に国の大きな制度の枠組みの中で運用しておりますし、国保のほうでも法定外繰り入れをなくすという国の方針もあるようですので、実際にはそういうことは難しいのではないかなというふうに感じております。

それから、健診受診率でございます。日常的に受診されている方などをその数に入れるということについては、我々も研究する価値があるというふうに考えておりまして、今後どういうことができるのかについては研究をして、もし実行可能な状況にあれば実施に移していくというようなことも考えていきたいというふうに思っております。

それから、健康増進のためには自治体が主として行っているんだけど、その取り組みをアップしてくためにぜひ力を入れてほしいという御質問だったと思います。先ほど少し御答弁いたしましたインセンティブ方式などの中で各自治体でその努力をどれぐらいしているかという評価項目がありまして、それに応じて補助割合が変わるというような制度を今年度から導入してまいりますので、そのあたりをはじめとして我々もアップに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田口 裕士君）

以上で通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。一般質問を終わります。

日程第6 承第1号・承第2号議案

○議長（田口 裕士君）

次に、日程第6、承第1号議案「令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び承第2号議案「令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を一括上程し、提案の説明を求めます。

連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）〔登壇〕

それでは、ただいま御上程いただきました承第1号議案「令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び承第2号議案「令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の専決処分の承認につき

まして、その概要を御説明申し上げます。

まず、承第1号議案につきましては、一般会計の歳入歳出ともに7,775万9,000円を増額し、3億2,105万4,000円としたものでございます。

次に、承第2号議案につきましては、特別会計の歳入歳出ともに4億3,352万3,000円を減額し、2,923億8,176万8,000円としたものでございまして、決算見込額に基づきまして、保険給付費等の不用額を減額をいたした事等によるものでございます。

一般会計・特別会計ともに令和5年3月31日にそれぞれ専決処分を行っておりますものでございます。

詳細につきまして、事務局から補足の説明を行わせていただきます。慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

事務局長。

○事務局長（門田 和宏君）〔登壇〕

それでは、承第1号議案、承第2号議案の補足説明を行います。

まず、承第1号議案「令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」につきましては、予算書の6ページ及び7ページをごらんください。

特別会計総務費に係る剰余金7,775万円余を特別会計繰入金として歳入に計上し、同額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、承第2号議案「令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてですが、予算書の8ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

第1款市町村支出金のうち、保険料等負担金は、市町村で徴収する被保険者からの保険料等であり、最終的な見込みに基づき、6億4,831万円余を減額するものでございます。

第2款国庫支出金のうち、第1項国庫負担金は、療養給付費等負担金が22億206万円余の増額。

第2項国庫補助金は、9ページにまたがりませんが、計8億9,677万円余の増額。

第3款県支出金のうち、第1項県負担金は、計1億8,817万円余の減額。

9ページ最後の第4款支払基金交付金は、12億3,102万円余の減額で、これらはそれぞれ負担金、交付金、補助金の最終見込額に基づくものでございます。

10ページをごらんください。

第7款繰入金は、保険給付費等の財源に充当する最終見込額に基づき、12億96万円余を減額するものでございます。

11ページをごらんください。

第9款諸収入、第3項雑入は、第三者納付金及び返納金等の最終見込額に基づき、2億2,804万円余を減額するものです。

続きまして、12ページ以降、歳出の主なものについて説明いたします。

13ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は、計39億6,504万円余の減額で、療養給付費等の最終見込額に基づくものです。

14 ページをごらんください。

第2項高額療養諸費は、計8億7,789万円余の減額で、高額療養費等の最終見込額に基づくものです。

15 ページの下の方をごらんください。

第5款基金積立金47億9,469万円余の増額は、療養給付費等の最終見込みに基づき、国、県、市町村並びに支払基金へ令和5年度に精算返還するための財源として積み立てるものでございます。

以上で補足説明を終わります。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

承第1号議案及び承第2号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

承第1号議案及び承第2号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わり、これより承第1号議案及び承第2号議案を採決いたします。

お諮りします。

承第1号議案及び承第2号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、承第1号議案及び承第2号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7 決第1号・決第2号議案

○議長（田口 裕士君）

次に、日程第7に入ります。

決第1号議案「令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び決第2号議案「令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」を一括上程し、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）〔登壇〕

それでは、ただいま御上程いただきました決第1号議案「令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」、そして決第2号議案「令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算」につきまして、その概要を御説

明申し上げます。

まず、決第1号議案の一般会計につきましては、広域連合組織運営のための経費でございまして、歳入歳出決算書の20ページにございます「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額の3億1,828万4,000円に対しまして、歳出総額3億1,514万7,000円となりまして、差し引き額313万7,000円が実質収支額となっております。

次に、決第2号議案の後期高齢者医療特別会計のほうについてでございますが、特別会計は制度運営のための予算でございまして、そのほとんどの支出が保険給付事業に要する経費となっております。

歳入歳出決算書の46ページにございます「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額が2,923億8,187万7,000円に対しまして、歳出総額2,923億7,174万4,000円でございます。差し引き額の1,013万3,000円が実質収支額となっております。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせていただきます。よろしくどうぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

事務局長。

○事務局長（門田 和宏君）〔登壇〕

それでは、決第1号議案、決第2号議案の補足説明を行います。

まず、決第1号議案「令和4年度一般会計歳入歳出決算」についてでございますが、歳入歳出決算書及び決算附属書により、主なものを御説明いたします。

2ページ及び3ページをごらんください。

歳入合計は、3億1,828万円余でございます。

歳入の主なものについて申し上げます。

8ページ及び9ページをごらんください。

第1款分担金及び負担金は8,900万円で、事務的経費を後期高齢者人口で按分し、県内各市町村に負担していただいている負担金でございます。

第2款財産収入は財政調整基金の預金利子、第3款繰越金は前年度繰越金、第4款諸収入は労働保険料等個人負担分などの収入でございます。

10ページ及び11ページをごらんください。

第5款繰入金のうち、特別会計繰入金は2億2,574万円余で、特別会計総務費に係る剰余金を財政調整基金に積み立てるための繰り入れでございます。

歳入全体を通して収入未済はございません。

次に、12ページ及び13ページをごらんください。

歳出の主なものを申し上げます。

第2款総務費のうち、第1項総務管理費は3億1,418万円余で、一般会計の歳出のほとんどを占めております。

その最大のものは、15ページにございます第25節積立金2億2,926万円余で、財政調整基金積立金でございます。

総務管理費から財政調整基金積立金を差し引いた8,491万円余の内訳の主なものは、13ページの一番下にございます第12節役務費のうち、銀行振込手数料が2,117万円余、14、

15 ページにございます第 19 節負担金補助及び交付金のうち、職員派遣負担金が総務課職員等 4 名分で 2,990 万円余でございます。

続いて、決第 2 号議案「令和 4 年度特別会計歳入歳出決算」について、主なものを御説明いたします。

まず、歳入でございますが、28、29 ページをごらんください。

第 1 款市町村支出金は 516 億 399 万円余で、第 1 項市町村負担金のうち、第 1 目事務費負担金は、所要の事務的経費を後期高齢者人口で按分し、市町村に負担していただいているもの、第 2 目保険料等負担金は、市町村が徴収した保険料や保険料軽減分としての基盤安定分、第 3 目療養給付費負担金は、療養給付費の 12 分の 1 の定率負担でございます。

次に、第 2 款国庫支出金は計 958 億 9,203 万円余で、第 1 項国庫負担金のうち、第 1 目療養給付費等負担金は療養給付費の 12 分の 3 の定率負担、第 2 目高額医療費負担金はレセプト 80 万円を超える部分の 4 分の 1 が負担されるものです。

また、第 2 項国庫補助金のうち、第 1 目調整交付金は国からの公費負担、第 2 目保健事業費補助金は健康診査費の補助金でございます。

続いて、30、31 ページをごらんください。

第 3 款県支出金は計 239 億 1,254 万円余で、第 1 項県負担金のうち、第 1 目療養給付費等負担金は療養給付費の 12 分の 1 の定率負担、第 2 目高額医療費負担金はレセプト 80 万円を超える部分の 4 分の 1 が負担されるものです。

また、第 2 項県補助金のうち、第 2 目保健事業費補助金は、健康診査費の補助金でございます。

第 4 款支払基金交付金 1,120 億 5,170 万円余は、現役世代からの支援金でございます。

第 5 款特別高額医療費共同事業交付金 1 億 4,440 万円余は、レセプト 400 万円を超える特別高額医療費に対して、全国 47 広域連合が国保中央会へ拠出を行い、その拠出金を原資として負担緩和のため交付されたものでございます。

32、33 ページをごらんください。

第 7 款繰入金 84 億 8,431 万円余は、令和 3 年度の療養給付費等負担金などの額の確定に伴う償還用財源等として繰り入れたものでございます。

第 8 款繰越金 1,327 万円余は、前年度繰越金でございます。

第 9 款諸収入は計 2 億 7,652 万円余で、第 3 項雑入のうち、34、35 ページにございます第 1 目第三者納付金は、交通事故などで傷害を受けた場合に過失割合に応じて加害者等から支払われる医療費相当額の納付金、第 2 目返納金は、自己負担割合の変更などに伴うものでございます。

以上が歳入における主なものでございます。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

36、37 ページをごらんください。

第 1 款総務費 8 億 2,713 万円余のうち、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費は 7 億 8,129 万円余で、このうち第 13 節委託料 3 億 9,941 万円余は、医療制度システムの電算処理委託料など、第 19 節負担金補助及び交付金 1 億 3,142 万円余は、業務課職員 18 名分の職員派遣負担金などでございます。

第 2 目連合会負担金 4,583 万円余は、審査支払システム負担金など、国民健康保険団体

連合会に対する負担金でございます。

続いて、38、39 ページにまたありますが、第2款保険給付費 2,782 億 9,391 万円余のうち、第1項療養諸費 2,634 億 4,967 万円余は、医療機関に支払う被保険者の窓口負担を除いた医療給付費などや診療報酬の審査・支払いに係る手数料で、第2項高額療養諸費 138 億 7,591 万円余は、高額医療費の上限額を超えた支払いに対する払戻金などです。

第3項その他医療給付費 9 億 6,831 万円余につきましては、葬祭費が主なものでございます。

続きまして、40、41 ページにまたありますが、第3款特別高額医療費共同事業拠出金 1 億 4,756 万円余は、400 万円を超える特別高額医療費の財源補填のために全国の広域連合が拠出している基金への拠出金でございます。

第4款保健事業費 5 億 2,182 万円余は、県内 27 市町村が実施した健康診査事業に対する市町村への補助金、並びに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業を 12 市町村へ委託実施した委託料などでございます。

第5款基金積立金 48 億 542 万円余は、令和4年度の療養給付費等負担金の精算償還のための財源等として積み立てたものでございます。

42、43 ページをごらんください。

第7款諸支出金 77 億 7,588 万円余のうち、第3目償還金 75 億 2,458 万円余は、国、県、市町村並びに支払基金に令和3年度分の療養給付費負担金等を精算するために償還したものでございます。

最後の 48 ページの財産に関する調書でございますが、記載のとおりとなっております。

以上が決算関係の補足説明となります。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

決第1号議案及び決第2号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

決第1号議案及び決第2号議案については、質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより決第1号議案及び決第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

決第1号議案及び決第2号議案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

異議なしと認めます。よって、決第1号議案及び決第2号議案は原案のとおり認定することと決定いたしました。

日程第 8 甲第 13 号議案

○議長（田口 裕士君）

日程第 8 に入ります。

甲第 13 号議案「令和 5 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を上程し、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）〔登壇〕

それでは、ただいま御上程いただきました甲第 13 号議案「令和 5 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本議案は、特別会計の歳入歳出それぞれを 50 億 7,556 万 5,000 円を追加しまして、3,092 億 2,200 万 5,000 円とするものでありまして、令和 4 年度の療養給付費等の確定に伴いまして、国、県、市町村からの負担金の追加受領や精算に向けた償還金等を計上をするものでございます。

詳細につきまして、事務局からの補足の説明を行わさせていただきますが、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

事務局長。

○事務局長（門田 和宏君）〔登壇〕

それでは、甲第 13 号議案の補足説明を行います。

補正予算書の 8 ページ及び 9 ページをごらんください。

まず、歳入ですが、第 1 款市町村支出金は、令和 4 年度分の療養給付費の確定に伴い、過年度分の療養給付費市町村負担金 1 億 768 万円余を増額するものでございます。

第 2 款国庫支出金は、令和 4 年度分の高額医療費の確定に伴い、過年度分の高額医療費国庫負担金 3,904 万円余を増額するものでございます。

第 3 款県支出金は、令和 4 年度分の高額医療費の確定に伴い、過年度分の高額医療費県負担金 3,926 万円余を増額するものでございます。

第 7 款繰入金 48 億 8,956 万円余の増額は、国、県、市町村等への償還金などの財源として後期高齢者医療給付費準備基金から繰り入れしようとするものでございます。

次に、歳出につきましては、10 ページ及び 11 ページをごらんください。

第 5 款基金積立金は、令和 4 年度分の療養給付費等の確定に伴い、国、県、市町村から追加受領する 1 億 8,599 万円余を給付費準備基金に積み立てるもの、第 7 款諸支出金は、令和 4 年度分の療養給付費等の確定に伴い、国、県、市町村負担金並びに支払基金交付金 48 億 8,956 万円余を償還しようとするものでございます。

以上が補正予算の補足説明となります。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 13 号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第 13 号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わり、これより甲第 13 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 13 号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 5 年 8 月定例会を閉会といたします。

本日は大変御苦勞さまでございました。

午前 11 時 17 分 閉会

一 般 質 問 発 言 通 告 一 覧 表

順序	氏 名	件 名
1	田 辺 牧 美	1 マイナ保険証について 2 被保険者の所得水準の変動について問う
2	田 中 の ぞ み	1 被保険者の現状について 2 保健事業について 3 決算と基金と財政について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長

田 口 裕 士

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

近 藤 隆 則

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

吉 村 武 司